

30 陳情 第 3 号	区民にとってより良い介護サービスが受けられるために介護従事者の処遇改善を求める陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成30年2月14日受理、平成30年2月21日付託
陳情者	新宿区戸山————— ————— 執行委員長 —————

(要 旨)

- 1 介護保険制度の生活援助等の給付対象の縮小と利用者負担の軽減を国にはたらきかけてください。
- 2 介護に従事する労働者の処遇改善がはかられるよう国にはたらきかけてください。
- 3 介護保険料の引き上げをなくし、国が責任を負う介護保険制度にするよう国にはたらきかけてください。

(理 由)

政府は、介護保険制度見直しの検討をすすめており、要支援者に続いて、要介護1・2の生活援助サービスについても抑制・除外することを検討しています。

要介護1・2までが介護保険サービスから外されると、要介護認定者のうち65%がサービスを受けられなくなります。介護保険の創設時に言われた「家族負担の軽減を図り社会的に支える」という目的から大きく後退し、政府の掲げた「介護離職ゼロ」政策にも反するものです。

区内の介護労働者から「過重労働で腰痛になり退職、契約途中を理由に給料が支払われない」、「休憩時間もなく残業代も出ない」など、私たちに寄せられる労働相談からはパワハラや賃金不払い、一方的な解雇など、ブラックな雇用が広がっていることが浮き彫りになっています。介護労働者の高離職率と慢性的な人手不足、経営難で介護事業所の倒産が過去最高に激増しています。こうした介護事業所の深刻な実態は、国と地方自治体の抜本的な政策転換を痛切に求めています。

これから高齢化が一層進行していくなかで、お金の心配をすることなく、ゆきとどいた介護が保障される制度の拡充は、すべての高齢者・国民の切実な願いです。同時に介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備が切実に求められています。以上、私どもの陳情趣旨をご理解いただき、介護の充実と介護労働者の処遇改善をはかるため、国に必要な役割を果たすよう求めてください。